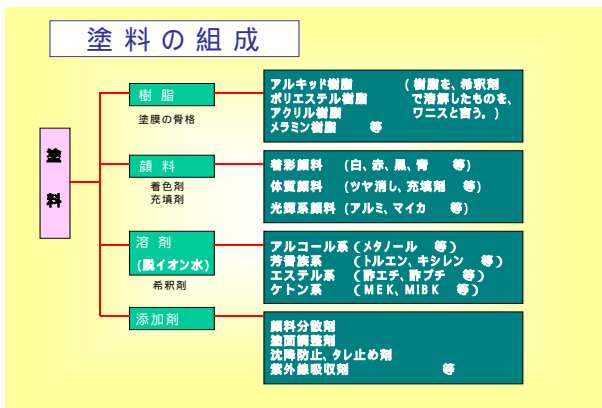
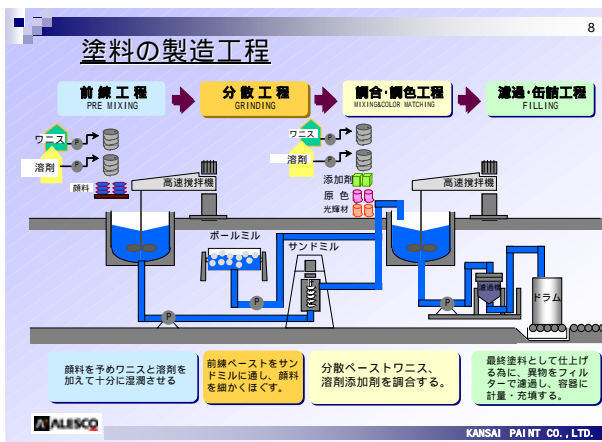
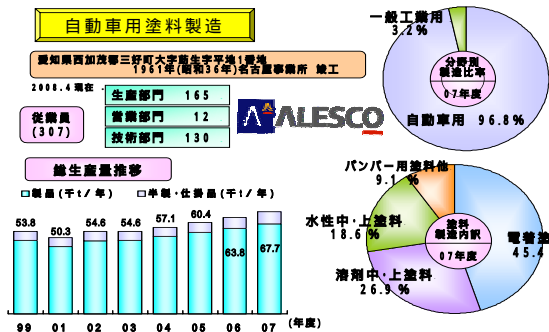


関西ペイント株式会社

関西ペイント株式会社名古屋事業所 概要



地球環境問題に関する会社方針

基本方針

1. 人間・環境への影響を配慮した製品を提供する。
2. 人間・環境への影響を予測した事前対策をとる。
3. 環境・安全・健康に対する認識を高めた社会に貢献する。
4. 環境・安全・健康に関する情報を開示・提供する。

行動指針

1. 負荷軽減および資源保護の持続発展に配慮した新技術・新製品開発を行う。
2. 顧客との対話を十分にいき、環境配慮型製品の普及を図る。
3. 顧客での製品の使用時における環境・安全・健康問題発生の予防に努める。
4. グリーン調達およびグリーン商品の購入を推進する。
5. 製品の環境・安全・健康情報の開示を行う。
6. 事業活動における環境・安全・健康の確保と溶剤蒸気等の放出削減を図る。
7. 廃棄物・排出物の削減、再利用・再資源化の推進を図る。
8. エネルギー使用量の削減およびCO₂の削減を図る。
9. 環境・安全・健康問題についての社員、関係会社への教育・啓蒙を行う。ステークホルダーとのコミュニケーションの推進を図る。
10. 環境・社会報告書の発行・公開を行う。

『レスポンスブル・ケア』活動



化学物質を扱う企業が化学製品の開発から製造、使用、廃棄に至る全ての過程において、自主的に環境・安全・健康を確保し、社会からの信頼性向上とコミュニケーションを行う活動のこと。

法規制だけで化学物質に関する環境・安全・健康を確保していくことは難しくなっており、化学製品を扱う企業が、環境・安全・健康を確保していくために責任ある自主的な行動をとることが今まで以上に求められる時代となっています。

こうした背景を踏まえて、世界の化学工業界は、化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の開発から廃棄にいたる全ての過程において、自主的な環境・安全・健康面の対策を行う活動を始めました。この活動を「レスポンスブル・ケア」と呼んでいます。

運営方針

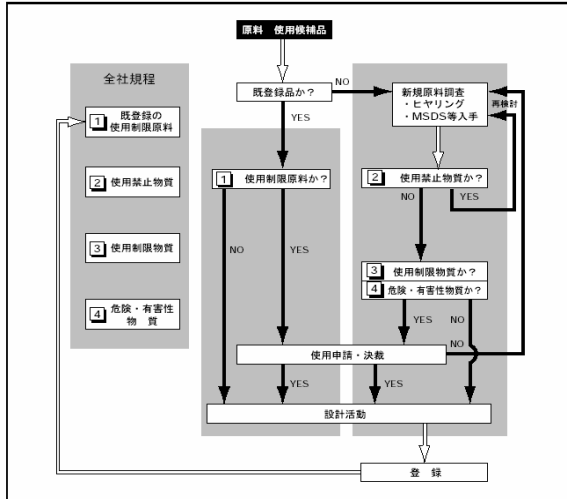
当社は、(社)日本化学工業協会が設立した「日本レスポンスブル・ケア協議会」に加入し、レスポンスブル・ケア実施宣言を行った。上記の行動指針に従って地球環境保全の実をあげるために、全従業員が協力してレスポンスブル・ケアの推進を図っています。

化学物質管理・運用管理

1. 設計段階での原材料の使用運営ルール

使用する原材料に含有する化学物質を事前評価するシステムを整備し、事前評価を自主的に実行することで、事業所、近隣住民、および製品の使用時における環境・安全・健康の確保につとめています。

2. 禁止・使用制限・危険有害性原材料運用管理



<使用禁止原材料> (理由を問わず使用を禁止するもの)

下記物質を0.1%を超えて含有する原材料
(別途定めたものは除く)

1. 化審法第1種特定化学物質 (15 物質)
2. 化審法第2種特定化学物質 (23 物質)
3. 毒劇物取締法の毒物 (75 物質)
4. モントリオール議定書に定めるオゾン層破壊物質 (90 物質)
5. 船舶安全法告示別表1に記載の物質のうち、容器等級1の物質 (88 物質)
6. 労安法の製造禁止物質 (11物質) および、特化則第1類物質 (8 物質)
7. 化学兵器禁止法の特定物質 (12 物質)
第1種指定物質の毒生物質 (3 物質)
および、第2種指定物質の毒生物質 (4 物質)
8. 大気汚染防止法の指定物質 (3 物質)
9. その他
 - 1) カドミウムおよびその化合物
 - 2) 石棉
 - 3) 以下の塩素化合物
 - ・塩化ビニルモノマー
 - ・ペンタクロロフェノールおよびそのナトリウム塩
 - ・ポリ塩化ターフェニル
 - 4) ビス(トリブチル錫)ジプロモサクシネート
 - 5) 2-ニトロプロパン
 - 6) エチレングリコールモノメチルエーテル
 - 7) エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
 - 8) 以下の有機臭素系化合物
 - ・ポリプロモビフェニル
 - ・ポリプロモジフェニルエーテル

<使用制限原材料> (使用制限物質を含む既登録原材料)

下記物質を1%を超えて含有する原材料
(別途定めたものは除く)

1. 労安法第28条3項により健康障害防止指針が公表された物質
2. 厚生労働省基発で変異原性物質と指定された物質
3. 生殖毒性物質 (催奇性物質)
 - 1) エチレングリコールモノエチルエーテル
 - 2) エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート
4. 化学兵器禁止法の第1種指定物質の原料物質
5. IARC で1および2Aに指定された発がん性物質
(使用禁止原材料を除く)

- 1) ホルムアルデヒド
- 2) 六価クロム含有化合物
6. 毒劇物取締法で含有量が%未満でも劇物とされる物質
7. 鉛およびその化合物
8. 塩素化パラフィン (C10 ~ C13・C1 50%)
9. アゾ化合物
(ドイツ日用品規制で指定するアミンを発生させるもの)
10. その他
 - 1) ジクロロメタン
 - 2) 2-イソシアネートエチルメタクリレート
 - 3) その他有機臭素系化合物
 - 4) その他有機臭素系化合物
 - 5) ポリ塩化ビニル (PVC) 及びPVC 混合物

家庭用塗料においては下記のものを使用制限原材料に追加

1. 毒劇物取締法に指定されている物質
およびこれらを規定量以上含有する製剤
2. 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」で指定される物質
3. メタノール (5%以上含有)

<危険・有害性原材料>

下記物質を1%を超えて含有する原材料 (別途定めたものは除く)

1. 消防法で規定されている危険物 (4 類は特別引火物のみ対象)
2. 化審法の監視化学物質に指定されている物質
3. その他人体に強い有害性を及ぼすおそれのある物質

コーポレートブランド

更なる飛躍を目指し 1987年にコーポレートブランド「ALESCO」を制定しました。



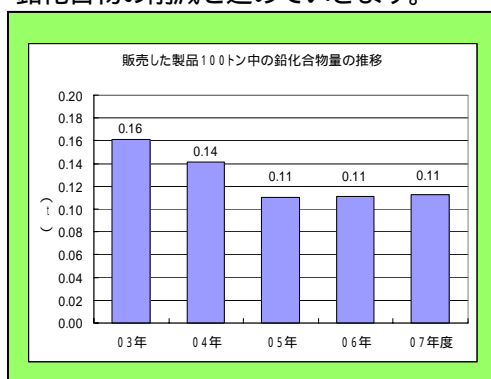
ALESCOは、ラテン語で「未来に向かってはばたく」という意味の ALES と「すばらしい会社」のイメージを持つ ESCO を組み合わせたものです。さらに ALESCO 自体がラテン語で「成長する」という意味を持ちます。私たちは ALESCO で「翼を広げ、未来に向かって、大空を飛翔する会社」を目指します。

3. 有害物質削減実績

1) 販売した製品中の鉛化合物

販売した製品中の鉛化合物は2003年度から約100t削減しましたが、削減率は目標を下回りました。(2003年度比22%減)また販売した製品数量100tあたりに換算し比較すると過去3年間でほぼ同じ結果となりました。この結果は、鉛系防錆顔料を用いたさび止め塗料の販売量が増加したことによるものです。

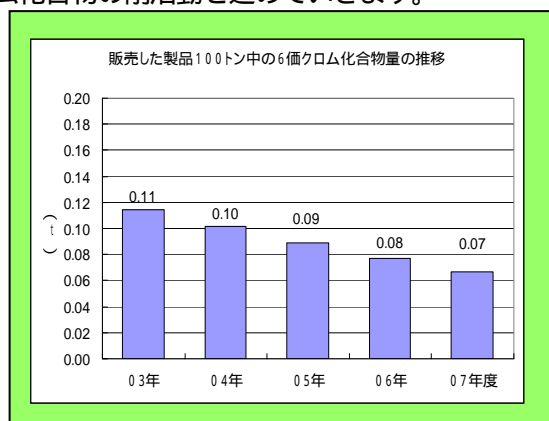
アレスエコプラン2010でも、鉛系防錆顔料や鉛系硬化促進剤などを代替した製品の開発をはかり、鉛化合物の削減を進めていきます。



2) 販売した製品中の六価クロム化合物

販売した製品中の六価クロム化合物は2003年度から約120t削減しましたが、削減率は目標を下回りました。(2003年度比37%減)販売した製品数量100tあたりに換算し比較しても継続的に削減できています。目標を下回った要因は、耐候性や耐久性など長期的要求性能の確認、代替によるコスト高などです。

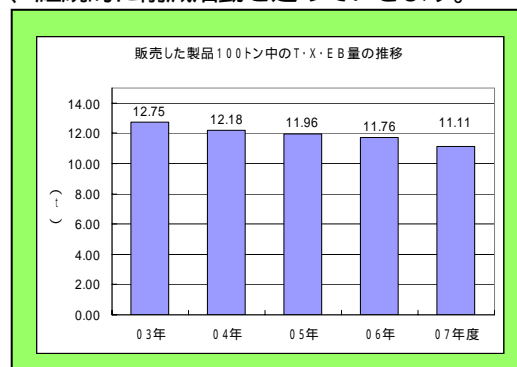
アレスエコプラン2010でも継続的に六価クロム化合物の削減活動を進めていきます。



3) 販売した製品中のトルエン・キシレン・エチルベンゼン

販売した製品中に含まれるトルエン・キシレン・エチルベンゼン(以下T・X・EBと略)量は、2003年度と比べ約1,000t減少しました。(2003

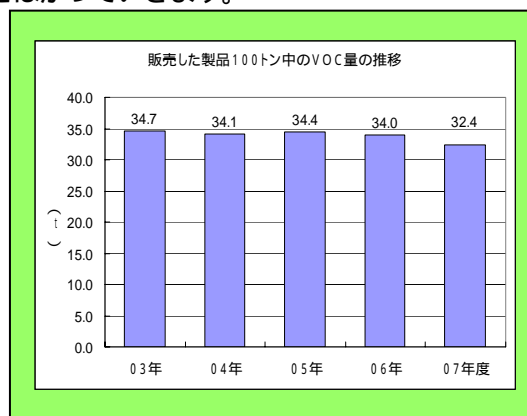
年度比3%減)アレスエコプラン2007活動中の過去2カ年は増加しましたが、今年度は減少しました。販売した製品数量100tあたりに換算し比較すると、2007年度T・X・EB量は2003年度に比べ13%減少しています。アレスエコプラン2010でも、T・X・EBの代替製品の開発をはかり、継続的に削減活動を進めていきます。



4) 販売した製品中のVOC

販売した製品中に含まれるVOC量は、2003年度と比べ4,555t増加しました。(2003年度比5%増)また、2006年度VOC量実績からは、約4,000t使用量が減少しています。販売した製品数量100tあたりに換算し比較すると、VOC量は継続的に減少しており、塗料の製品構成がVOC含有量の少ない水性塗料やハイソリッド系塗料に移行していることを示しています。

アレスエコプラン2010でも、各分野で水性化、ハイソリッド化を進め、塗料中のVOC量の削減をはかっていきます。

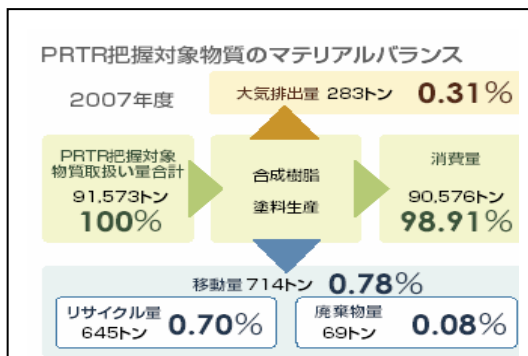
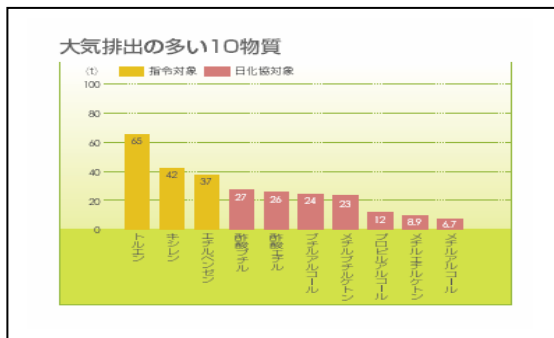
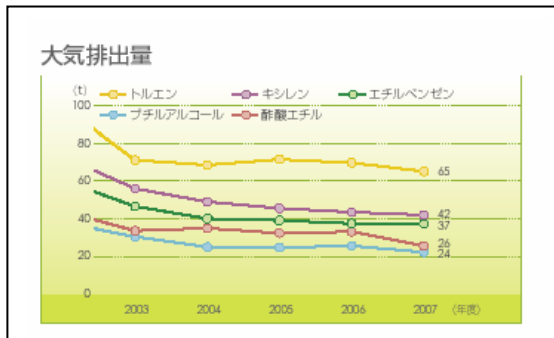
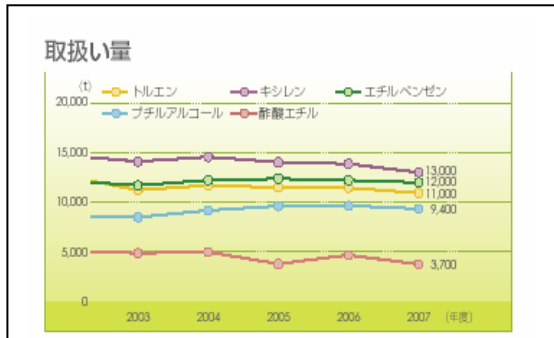


「アレスエコプラン2007」は目的へ向けて前進はしたものの、一部の項目では目標に及ばない結果となりました。次期中期計画である「アレスエコプラン2010」では、評価対象を変えることなく、より実情を反映させた2010年度を最終年度とする3年間のRC活動に対する目標計画を策定いたしました。これまでの活動基軸である「利益と公正」を継続し、製品安全、環境配慮製品の充実、安全対策の充実、輸送面を含めた地球温暖化対策、法遵守体制の充実を進めます。

4. PRTR対象物質 排出・移動 2007年度の取り組み

当社では、化学物質管理促進法で届出対象と定められた物質（政令指定物質）と（社）日本化学工業協会（日化協）が自主管理（把握）・報告対象とした物質（日化協対象物質）について取り組んでいます。

PRTR 対象物質の取扱い量および大気排出量（全事業所）



PRTR 対象物質の取扱い量および自主管理物質の排出量・移動量一覧（全事業所） 関西ペイントの対象品目

政令 No	PRTR 対象物質名	大気排出量 (kg)	移動量 (kg)
2	アクリルアミド	0	1
3	アクリル酸	0	15
4	アクリル酸エチル	0	19
6	アクリル酸メチル	0	3
7	アクリロニトリル	0	0
13	2,2'-アゾビスイソプロピロニトリル	0	17
19	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール	0	25
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0	76
25	アンチモン及びその化合物	0	73
27	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリシクロヘキシル=イソシアネート	0	6
29	ビスフェノールA	0	104
30	ビスフェノールA 型液状エポキシ樹脂	0	37,126
40	エチルベンゼン	36,500	113,150
43	エチレングリコール	1	700
61	-カプロラクタム	0	45
63	キシレン(o-,m-,p-)	42,000	129,130
67	クレゾール(o-,m-,p-)	6	19
68	クロム及び3価クロム化合物	0	49
69	六価クロム化合物	0	555
100	コバルト及びその化合物	0	55
102	酢酸ビニル	0	1
176	有機すず化合物	1	567
177	スチレン	0	16
179	ダイオキシン類(単位:mg-TEQ/年)	0.28	0
205	テレフタル酸	0	1
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	3,830	8,891
227	トルエン	65,030	112,210
230	鉛及びその化合物	1	3,480
231	ニッケル	0	45
232	ニッケル化合物	0	45
242	ノニルフェノール	0	17
266	フェノール	8	15

政令 No	PRTR対象物質名	大気排出量 (kg)	移動量 (kg)
270	フタル酸ジ-n-ブチル	0	332
272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	0	442
273	フタル酸n-ブチル=ベンジル	0	34
293	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	0	42
300	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	34	21
307	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	0	34
308	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	0	800
309	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	0	23
310	ホルムアルデヒド	108	70
312	無水フタル酸	0	470
313	無水マレイン酸	0	4
314	メタクリル酸	0	85
315	メタクリル酸2-エチルヘキシル	0	37
316	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	0	38
318	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	0	24
319	メタクリル酸n-ブチル	0	345
320	メタクリル酸メチル	0	1,435
338	m-トリレンジイソシアネート	0	12
341	メチレンビス(4,1-シクロヘキシル)=ジイソシアネート	0	14

国への登録対象物質を除く (日化協対象排出量の多い10物質)

政令 No	PRTR 対象物質名	大気排出量 (kg)	移動量 (kg)
-	酢酸ブチル	26,590	53,960
-	酢酸エチル	26,000	32,070
-	ブチルアルコール	23,800	81,720
-	メチルブチルケトン	22,540	25,610
-	プロピルアルコール	12,010	31,313
-	メチルエチルケトン	8,920	14,880
-	メチルアルコール	6,720	12,199
-	C4-C8鎖状炭化水素類(除く:日化協480物質)	2,210	1,865
-	アセトン	2,117	5,520
-	エチレングリコールモノブチルエーテル	1,897	27,057

大気排出量の算出方法: 日本塗料工業会 PRTR マニュアル (2001年5月発行) 製造工程からの排出量算出方法に準拠

当社は毎年、環境・社会報告書を発行しており、当資料の多くはそこから引用しております。更に詳しくお知りになりたい方は弊社ホームページをご覧ください。《インターネット・ホームページ <http://www.kansai.co.jp>》